

地方裁量型認定こども園の利用定員の設定について

概要	設置者名	特定非営利活動法人Akitaコドモの森										
	名称	あきたこどもの森										
	位置	秋田市濁川字家ノ前113番地										
	開園予定	令和元年10月1日										
	土地状況	面積	601.54 m ²			所有形態	賃借契約	所有者	(株)小林商店			
	建物状況	建築面積	299.91 m ²			延床面積	308.76 m ²		構造	木造平屋建		
		補助金	なし			所有形態	賃借契約	所有者	企業組合秋田福祉サービス			
	教育保育時間	教育時間	9:30~14:30			保育標準時間	8:00~19:00		開所時間	8:00~19:00		
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準			
	定員	1号			5	5	5	15	定員20人以上 (現員はR1.7月現在)			
	2・3号			2	2	2	6					
現員				3	6	5	14					
学級数				1		1	2					
乳児室	階	階			0.00 m ²		0・1歳	0人 × 3.30 m ² = 0.00 m ² 以上				
	ほふく室	階			0.00 m ²							
	小計	計					乳児室又はほふく室 0.00 m ² 以上					
	保育室	有	1階		158.00 m ²		2歳以上	21人 × 1.98 m ² = 41.58 m ² 以上				
	遊戯室		階				2歳以上	21人 × 1.98 m ² = 41.58 m ² 以上				
	小計	計			158.00 m ²		保育室又は遊戯室 41.58 m ² 以上					
	調理室	有					要	2歳以上児を入所させる場合は設置				
	便所	有			大5		要					
	職員室	有					要					
	保健室	有					要					
	調乳室等	無					乳児を入所させる場合に設置					
	沐浴室等	無					3歳未満児を入所させる場合に設置					
	2階保育に設置を	避難用設備				外部階段		避難用設備を設けなければならない				
		耐火性				耐火建築物		耐火建築物又は準耐火建築物				
		転落事故防止設備				柵・扉		転落防止設備を設置				
	屋外遊戯場	面積	100.00 m ²			2歳以上		21人 × 3.30 m ² = 69.30 m ² 以上				
		場所	同一敷地内			屋外遊戯場を設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊戯場に代えることができる。)						
代替地												
保育用具	有	椅子・机、絵本、積木、楽器等			保育室等には保育に必要な用具を備えつけること							

職員	園長	専任	1人	1人 ※専任でない場合は保育士1人追加		
	教育保育従事職員		6人	0歳	0人 ÷ 3人 = 0.0人	
				1・2歳	0人 ÷ 6人 = 0.0人	
				3歳	7人 ÷ 20人 = 1.0人	
				4・5歳	14人 ÷ 30人 = 1.0人	
				年齢別配置基準		2人
				加配	2・3号定員90人以下の場合加配	1.0人
	主幹保育教諭専任化の代替教諭	2.0人				
	標準時間児を受入る場合の加配	1.0人				
	調理員		2人	40人以下：1人、150人以下：2人、151人以上：3人（うち1人非常勤）		
事務職員		1人	園長が事務を執る場合は不要			
嘱託医等	(小児科)	1人				
	(歯科)	1人				
設備以外の基準	子ども・子育て支援法第43条第1項に規定する欠格事由に該当しない		適	誓約書により確認		
県サポート事業	今年度からサポート事業を受けており、園全体で認定こども園への移行準備を進めている。					
所見	今年度から県のサポートを受けてきており、特に問題となる事例は発生しておらず、サポート事業を通じて認定こども園への移行に向けて積極的に取り組んでいる。利用定員が設定後も基準上問題がなく、現行の園児を受け入れられる定員数であることから、当法人の申請どおりの人数で確認したい。					

保育所の設置認可について

概要	設置者名	合同会社さくらんぼ保育園										
	名称	さくらんぼ保育園（小規模保育事業A型から保育所へ移行）										
	位置	秋田市外旭川字前谷地53番地1										
	事業開始予定	令和2年4月1日										
	土地状況	面積	1,021.46 m ²		所有形態	自己所有	所有者	(同)さくらんぼ保育園				
		延床面積	353.53 m ²		延床面積	353.53 m ²	構造	木造平屋建				
	建物状況	補助金	なし		所有形態	自己所有	所有者	(同)さくらんぼ保育園				
		保育時間	標準時間		7:00~18:00		短時間	8:00~16:00				
	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準			
		6	6	6	6	6	6	36	定員20人以上 (現員はR2.7月現在)			
現員		3	10	3				16				
設備	乳児室	有		1階		23.19 m ²		0・1歳	12人 × 3.30 m ² = 39.60 m ² 以上			
	ほふく室	有		1階		19.05 m ²						
	小計	計				42.24 m ²		乳児室又はほふく室		39.60 m ² 以上		
	保育室	改築中		1階		82.81 m ²		2歳以上	24人 × 1.98 m ² = 47.52 m ² 以上			
	遊戯室	改築中		1階		27.40 m ²		2歳以上	人 × 1.98 m ² = 0.00 m ² 以上			
	小計	計				110.21 m ²		保育室又は遊戯室		47.52 m ² 以上		
	調理室	改築中						要 2歳以上児を入所させる場合設置				
	便所	有				大:7、小:3、乳:1		要				
	医務室	改築中						要				
	調乳室等	有						要 乳児を入所させる場合に設置				
	沐浴室等	有						要 3歳未満児を入所させる場合に設置				
	2階保育室設置等を	避難用設備							避難用設備を設けなければならない			
		耐火性							耐火建築物又は準耐火建築物			
		転落事故防止設備							転落防止設備を設置			
	屋外遊戯場	有				128.00 m ²		2歳以上	24人 × 3.30 m ² = 79.20 m ² 以上			
場所				同一敷地内		満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊戯場に代えることができる。)						
代替地				(前谷地近隣公園活用)								
保育用具	有				楽器、積木、机・椅子、絵本ほか		保育室等には保育に必要な用具を備えつけること					
職員	所長					1人		配置した場合は所長設置加算を算定				
	保育士	2人採用予定				9.5人		0歳	6人 ÷ 3人 = 2.0人			
								1・2歳	12人 ÷ 6人 = 2.0人			
								3歳	6人 ÷ 20人 = 0.3人			
								4・5歳	12人 ÷ 30人 = 0.4人			
								年齢別配置基準		5人		
							加配	定員90人以下の場合1人加配		1.0人		
								標準時間児を受け入れる場合1人加配		1.0人		
								非常勤保育士		0.5人		
	調理員					2人		40人以下:1人、150人以下:2人、151人以上:3人(うち1人非常勤)				
事務職員	(兼務)				0人		所長が事務を執る場合は不要					
嘱託医	(小児科)				1人							
	(歯科)				1人							

設備 以外の 基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	自己所有
	保育所を経営するために必要な経済的基礎がある（例：年間事業費の1/12以上を現金で有している）	適	残高証明書により確認
	過去3年以上純損失を計上していない	適	
	保育所の経営担当役員が社会的信望を有している	適	小規模保育事業の運営実績有り
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有している	適	運営委員会を設置
	児童福祉法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	<p>現在、運営している小規模保育事業（A型）から保育所に移行するものである。 認可に求められる基準を満たしており、保育所として認可したい。 平成27年度から小規模保育事業を運営しており、特筆すべき問題も発生していない中で保育実績を積み重ねている状況である。職員の中には保育園（3歳以上児の担任等）の経験者もあり、園内全体の移行に向けて取り組んでいることから、保育の質の担保が図れると考えられる。</p>		

保育所の設置認可について

概要	設置者名	株式会社きららホールディングス										
	名称	きらら保育園かんとう通り（事業所内保育事業から保育所へ移行）										
	位置	秋田市大町二丁目5番1号										
	事業開始予定	令和2年4月1日										
	土地状況	面積	1,726.70 m ²		所有形態	自己所有	所有者	(株)きららホールディングス				
		建築物状況	建築面積	8,910.10 m ²		延床面積	289.84 m ²	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造11階建			
	補助金	なし		所有形態	自己所有	所有者	(株)きららホールディングス					
		保育時間	標準時間		7:00~18:00		短時間	9:00~17:00				
	定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	求められる基準			
		7	7	7	7	7	7	42	定員20人以上 (現員はR2.7月現在) 3歳以上児は従業員枠			
現員	5	13	8	3	1	1	31					
設備	乳児室	有	1階		40.26 m ²		0・1歳	14人 × 3.30 m ² = 46.20 m ² 以上				
	ほふく室	有	1階		40.78 m ²							
	小計	計		81.04 m ²		乳児室又はほふく室 46.20 m ² 以上						
	保育室	改装中	1・2階		81.73 m ²		2歳以上	28人 × 1.98 m ² = 55.44 m ² 以上				
	遊戯室	有	1階		36.83 m ²		2歳以上	人 × 1.98 m ² = 0.00 m ² 以上				
	小計	計		118.56 m ²		保育室又は遊戯室 55.44 m ² 以上						
	調理室	有					要	2歳以上児を入所させる場合設置				
	便所	改装中	大:7、小:2、乳:2				要					
	医務室	有					要					
	調乳室等	有					要	乳児を入所させる場合に設置				
	沐浴室等	有					要	3歳未満児を入所させる場合に設置				
	2階保育に設置等を	避難用設備	有			避難用屋内階段		[要]	避難用設備を設けなければならない			
		耐火性	有			耐火建築物		[要]	耐火建築物又は準耐火建築物			
		転落事故防止設備	有			扉		[要]	転落防止設備を設置			
	屋外遊戯場	無			m ²		2歳以上	28人 × 3.30 m ² = 92.40 m ² 以上				
場所		代替地対応 (350m)				満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊戯場に代えることができる。)						
代替地		大町三丁目街区公園										
保育用具	有	楽器、積木、机・椅子、絵本ほか				保育室等には保育に必要な用具を備えつけること						
職員	所長					1人		配置した場合は所長設置加算を算定				
	保育士					13.5人		0歳	7人 ÷ 3人 = 2.3人			
								1・2歳	14人 ÷ 6人 = 2.3人			
								3歳	7人 ÷ 20人 = 0.3人			
								4・5歳	14人 ÷ 30人 = 0.4人			
								年齢別配置基準 5人				
	加配							定員90人以下の場合1人加配		1.0人		
								標準時間児を受け入れる場合1人加配		1.0人		
								非常勤保育士 0.5人				
	調理員	委託				-人		40人以下:1人、150人以下:2人、151人以上:3人(うち1人非常勤)				
事務職員					2人		所長が事務を執る場合は不要					
嘱託医	(小児科)				1人							
	(歯科)				1人							

設備 以外の 基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	自己所有
	保育所を経営するために必要な経済的基礎がある（例：年間事業費の1/12以上を現金で有している）	適	残高証明書により確認
	過去3年以上純損失を計上していない	適	
	保育所の経営担当役員が社会的信望を有している	適	事業所内保育事業の運営実績有り
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有している	適	運営委員会を設置
	児童福祉法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	<p>現在、運営している事業所内保育事業から保育所に移行するものである。 認可に求められる基準を満たしており、保育所として認可したい。 平成22年に認可外保育施設開設し、28年からは事業所内保育事業に移行・運営しており、特筆すべき問題も発生していない中で保育実績を積み重ねている状況である。保育園への移行については、従業員枠の3歳以上児の保育を実施しており、開設に向けて職員間で話し合いを行っていくことにより、保育の質の担保が図られると考えられる。</p>		

小規模保育事業（A型）の認可について

概要	設置者名	学校法人見真学園							
	名称	こまどりリトル園（新設）							
	位置	秋田市横森五丁目312番地							
	事業開始予定	令和2年4月1日							
	土地状況	面積	274.72 m ²		所有形態	自己所有	所有者	(学)見真学園	
		建築面積	134.00 m ²		延床面積	200.00 m ²	構造	木造2階建	
	建物状況	補助金	なし		所有形態	自己所有	所有者	(学)見真学園	
		保育時間	標準時間 7:30~18:30			短時間	8:30~16:30		
	連携施設	施設名	こまどり幼稚園・保育園					連携内容	保育支援、代替保育、卒園児受入
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
定員	6	6	6				18	定員6~19人	
現員	-	-	-	-	-	-	0		
設備	乳児室	工事中	1階	21.60 m ²			0・1歳	12人 × 3.30 m ² = 39.60 m ² 以上	
	ほふく室	工事中	1階	22.50 m ²					
	小計	計		44.10 m ²			乳児室又はほふく室	39.60 m ² 以上	
	保育室	工事中	1階	18.00 m ²			2歳以上	6人 × 1.98 m ² = 11.88 m ² 以上	
	遊戯室		階				2歳以上	人 × 1.98 m ² = 0.00 m ² 以上	
	小計	計		18.00 m ²			保育室又は遊戯室	11.88 m ² 以上	
	調理室	工事中					要	2歳以上児を入所させる場合設置	
	便所	工事中		大:3、小1、乳:1			要		
	調乳室等	工事中					要	乳児を入所させる場合に設置	
	沐浴室等	工事中					要	3歳未満児を入所させる場合に設置	
	2階育に室設置を	避難用設備						避難用設備を設けなければならない	
		耐火性						耐火建築物又は準耐火建築物	
		転落事故防止設備						転落防止設備を設置	
	屋外遊戯場		有	24.30 m ²			2歳以上	6人 × 3.30 m ² = 19.80 m ² 以上	
場所		同一敷地内					満2歳以上の幼児を入所させる場合は、保育所と同一敷地内に設けなければならない。(公園、広場等の代わるべき場所がある場合は、屋外遊戯場に代えることができる。)		
代替地		(こまどり幼稚園・保育園)							
保育用具	有	楽器、積木、机・椅子、絵本			保育室等には保育に必要な用具を備えつけること				
職員	管理者	有	1人			配置した場合は管理者設置加算を措置 1人			
	保育士	※新規採用者2名含む	5.25人			0歳	6人 ÷ 3人 = 2.0人		
						1・2歳	12人 ÷ 6人 = 2.0人		
						3歳	0人 ÷ 20人 = 0.0人		
						4・5歳	0人 ÷ 30人 = 0.0人		
						加配	加配 1.0人		
						計	5人		
	非常勤保育士	有	1人			標準時間認定を受けた子どもが利用する場合1人必要			
	調理員	有	1人			非常勤で可			
事務職員	有	1人			管理者が事務を執る場合は不要				
嘱託医	(小児科)	1人							
	(歯科)	1人							

設備 以外 の 基準	経営に必要な物件が自己所有（賃貸契約は長期契約（10年）している）	適	自己所有
	年間事業費の1/12以上を現金で有している	適	残高証明書により確認
	過去3年以上純損失を計上していない	適	決算書により確認
	小規模保育事業の経営担当役員が社会的信望を有している	適	学校法人
	実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識経験を有し、利用者等を加えた運営委員会も設置している（又は経営担当役員に、保育サービスの利用者および実務を担当する幹部職員を含んでいる）	適	学校法人
	法第35条第5項に規定する欠格事由に該当しない	適	誓約書により確認
所見	<p>こまどり幼稚園・保育園に隣接する自己所有地（現：職員用駐車場）に建物を建設して事業を行う。認可に求められる基準を満たしており、小規模保育事業（A型）として認可したい。</p> <p>約50年間にわたり幼稚園を運営しており、幼保連携型認定こども園を平成23年度から運営している（平成15年から附属の乳児保育園開設、平成23年からは認可保育所に移行）。幼保連携型認定こども園の隣接地に小規模保育事業を開設することから、こまどり幼稚園・保育園の長年培ってきた教育・保育方針のもとでの運営が行われることが期待される。</p>		